

社会福祉法人 東浅川福祉会
評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東浅川福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第15条の規定に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第5条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第15条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

- 2 常勤役員及び非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等、法人業務への出席の都度、定款第8条第2項に定める金額の範囲内で、別表第2に基づき支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給される役員に対しては支給しない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、評議員、常勤役員及び非常勤役員に対する報酬は、当面の間支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、現金により本人に支給する。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の弁償)

第5条 法人は、評議員及び役員等が、第3条第1項及び第2項によるその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については交通費に関するものを対象とし、別表第3に定める額とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年12月25日より改正する。

別表第1（第3条第1項）

区 分	報 酬
評議員	日額 2,000 円

別表第2（第3条第2項）

区 分	報 酬
常勤の役員	日額 2,000 円
非常勤の役員	日額 2,000 円

別表第3（第5条第2項）

区分	金 額
旅費	交通機関利用相当額 (タクシー往復料金相当額)